

令和4年(受)第1050号 損害賠償請求事件
令和4年(受)第1411号 国家賠償請求事件
令和5年(受)第1319号 国家賠償請求事件
令和5年(受)第1323号 国家賠償請求事件
令和5年(才)第1341号、同年(受)第1682号 国家賠償請求事件

多数意見要旨

1 最高裁昭和59年(才)第1477号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2209頁(平成元年判決)は、平成29年法律第44号による改正前の民法(改正前民法)724条後段は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めた規定であり、不法行為に基づく損害賠償を求める訴えが除斥期間の経過後に提起された場合には、裁判所は、当事者の主張がなくても、除斥期間の経過により請求権が消滅したと判断すべきであって、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるという主張は、主張自体失当であると判示している。

しかしながら、本件において、除斥期間の経過により請求権が消滅したとして国が損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない。平成元年判決が示した上記の法理をそのまま維持することはできないというべきである。以下、これを詳述する。

2 優生保護法3条1項1号から3号まで、10条及び13条2項の規定^(*)(本件規定)は、特定の疾病や障害を有する者等を対象者とする不妊手術について定めたものであるところ、不妊手術は、生殖能力の喪失という重大な結果をもたらす身体への侵襲であるから、不妊手術を受けることを強制することは、憲法13条の保障する「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由」に対する重大な制約に

^(*) 3条1項1号、2号及び10条については、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間、3条1項3号については、昭和23年9月11日から平成8年3月31日までの間、13条2項については、昭和27年5月27日から平成8年9月25日までの間において施行されていたもの

当たる。正当な理由に基づかずに不妊手術を受けることを強制することは、同条に反し許されないというべきである。これを本件規定についてみると、本件規定の立法目的は、専ら優生上の見地から、特定の障害等を有する者が不良であるという評価を前提に、その者又はその者と一定の親族関係を有する者に不妊手術を受けさせることによって、同じ障害等を有する子孫が出生することを防止することにあると解される。しかしながら、憲法13条は個人の尊厳と人格の尊重を宣言しているところ、上記の立法目的は、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないものであることが明らかであり、本件規定は、そのような立法目的の下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反する。したがって、本件規定により不妊手術を行うことに正当な理由があるとは認められず、本件規定により不妊手術を受けることを強制することは、憲法13条に反し許されない。なお、本件規定中の優生保護法3条1項1号から3号までの規定は、本人の同意を不妊手術実施の要件としている。しかし、同規定は、本件規定中のその余の規定と同様に、専ら優生上の見地から特定の個人に重大な犠牲を払わせようとするものであり、そのような規定により行われる不妊手術について本人に同意を求めるということ自体が、個人の尊厳と人格の尊重の精神に反し許されないのであって、これに応じてされた同意があることをもって当該不妊手術が強制にわたらないということとはできない。これらの規定についても、不妊手術を受けることを強制するものであることに変わりはない。

また、憲法14条1項は、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨の規定であるところ、本件規定は、特定の障害を有する者等を不妊手術の対象者と定めているが、本件規定により不妊手術を行うことに正当な理由があるとは認められないから、これらの者を不妊手術の対象者と定めてそれ以外の者と区別することは、合理的な根拠に基づかない差別的取扱いに当たる。

以上によれば、本件規定は、憲法13条及び14条1項に違反するものであった。

また、本件規定の内容は、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であったというべきであるから、本件規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受ける。

3 立法という国権行為、それも国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害することが明白であるものによって国民が重大な被害を受けた本件においては、法律関係を安定させることによって関係者の利益を保護すべき要請は大きく後退せざるを得ず、本件には改正前民法724条の趣旨が妥当しない面がある。

その上で、国は、本件規定に基づいて、約48年もの長期間にわたり、国家の政策として、正当な理由に基づかずに特定の障害を有する者等を差別してこれらの者に重大な犠牲を求める施策を実施してきた。さらに、国は、その実施に当たり、審査を要件とする優生手術を行う際には身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合がある旨の通知を発出するなどして、優生手術を積極的に推進していた。そして、少なくとも約2万5000人もの多数の者が本件規定に基づいて不妊手術を受け、生殖能力の喪失という重大な被害を受けるに至った。これらの点に鑑みると、本件規定の立法行為に係る国の責任は極めて重大である。

また、本件規定に基づく不妊手術によって損害を受けた者に、国に対する損害賠償請求権の行使を期待するのは、極めて困難であったというべきである。

加えて、憲法17条の趣旨をも踏まえれば、平成8年に本件規定が削除された後は、国会において、適切に立法裁量権を行使して速やかに補償の措置を講ずることが強く期待される状況にあったというべきであるが、国は、長期間にわたり補償はしないという立場をとり続けてきた。本件各事件の訴え提起後に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し、施行されたものの、その内容は、国の損害賠償責任を前提とすることなく一時金320万円を支給するというにとどまるものであった。

以上の諸事情に照らすと、本件各事件の訴えが除斥期間の経過後に提起されたということの一事をもって、請求権が消滅したとして国が損害賠償責任を免れること

は、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない。

4 以上のことを踏まえて、改正前民法724条後段に関して平成元年判決が示した法理につき、改めて検討する。

改正前民法724条後段は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めた規定であり、同請求権は、除斥期間の経過により法律上当然に消滅すると解するのが相当である。もっとも、このことから更に進んで、裁判所は当事者の主張がなくても除斥期間の経過により上記請求権が消滅したと判断すべきであり、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用である旨の主張は主張自体失当であるという平成元年判決の示した法理を維持した場合には、本件のような事案において、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することのできない結果をもたらすことになりかねない。同条の趣旨に照らして除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用とされる場合は極めて限定されると解されるものの、そのような場合があることを否定することは相当でない。

そして、このような見地に立って検討すれば、裁判所が除斥期間の経過により上記請求権が消滅したと判断するには当事者の主張がなければならぬと解すべきであり、上記請求権が除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができることと解するのが相当である。これと異なる趣旨をいう平成元年判決その他の当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである。

5 そして、本件各事件の第1審原告らの損害賠償請求権の行使に対して国が除斥期間の主張をすることは、信義則に反し、権利の濫用として許されない。したがって、上記請求権が除斥期間の経過により消滅したとはいえない。

(多数意見を構成する裁判官は、戸倉裁判長並びに深山、三浦、草野、林、岡村、安浪、渡邊、岡、堺、今崎、尾島、宮川及び石兼各裁判官の14名)

令和4年(受)第1050号 損害賠償請求事件
令和4年(受)第1411号 国家賠償請求事件
令和5年(受)第1319号 国家賠償請求事件
令和5年(受)第1323号 国家賠償請求事件
令和5年(才)第1341号、同年(受)第1682号 国家賠償請求事件

個別意見要旨

〔裁判官三浦守の補足意見〕

1 改正前民法724条後段は不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであり、同請求権は除斥期間の経過により法律上当然に消滅するという法理は、判例として確立したものであり、これに従って数多くの裁判例が積み重ねられ、社会においてもそれが規範として通用してきた。この法理は、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図するものとして相応の合理性を有している。平成29年法律第44号による改正後の民法724条は、20年の期間を時効期間と規定したものの、この改正は、被害者の救済という立法政策上の判断によるものであり、それによって上記法理の合理性が当然に失われるとはいえない。改正前民法724条後段の期間を除斥期間と解したとしても、民法1条の基本原則が否定される理由はなく、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用として許されないときは被害者の救済が図られる。改正前民法724条後段の期間を除斥期間とする法理についてまで判例変更をした場合には、既に消滅したと認識されてきた請求権について、改めて、時効に関する諸規定によってその存否を確定すべきことになるが、上記改正がこのような法律関係の遡及的な見直しを意図したものとは解されない。判例の変更は、法の安定と発展の両面に関わる問題であるが、以上に鑑みると、本判決による判例変更の点に加え、除斥期間という期間の法的性質の点についてもこれを改めることが相当とまではいえない。

2 本件事案の内容、国のこれまでの被害者対応、被害者の高齢化等の事情を考

慮すると、できる限り速やかに被害者に対し適切な損害賠償が行われる仕組みが望まれる。そのために、国において必要な措置を講じ、全面的な解決が早期に実現することを期待する。

〔裁判官草野耕一の補足意見〕

1 改正前民法724条が保障する中核的利益は、①不法行為をしたとされる者が、不法行為をしたと認定される可能性が存在し続けることによって人生の善きあり方を構想しその実現を図る自由を妨げられない利益及び②不法行為の存否にかかわる証拠の確保が時の経過とともに困難となることを免れ得る利益の二つに収斂する。

2 このことを踏まえて、改正前民法724条を国家賠償法1条に適用することの意義について考えると、まず、上記①の利益は、国との関係では、公務員の不法行為があったと認定される可能性が存在し続けることによって善き国家の構想・実現を妨げられない利益と言い直すことができる。当該利益を保障することは、正当な立法目的であるといえるものの、特段の事情がない限り、上記可能性が存続することで善き国家の構想・実現が妨げられることになるとは考え難い。他方で、上記②の利益は、国民一般の福利に及ぶから、国家賠償請求訴訟においても保障されるべきであるといえる。しかし、国会議員の立法行為という公開の場での活動が不法行為を構成する本件では、証拠の確保が困難となる事態に至っているとは考え難い。

このとおり、改正前民法724条の立法趣旨に照らして考える限り、本件で除斥期間の経過により請求権が消滅したとすることに積極的意義は見出せない。

3 優生保護法が衆・参両院ともに全会一致の決議によって成立したという事実は、違憲であることが明白な国家の行為であっても、異なる時代や環境の下では誰もが合憲と信じて疑わないことがあることを示唆している。このことを踏まえて司法が取るべき対応は、為政者が憲法の適用を誤ったとの確信を抱くに至った場合、その判断を歴史に刻印して立憲国家としての我が国のあり方を示すことである。そ

うであれば、当審は、本件規定が違憲である旨の判決をすべきであり、そのためには、本件における除斥期間の主張は信義則に反し権利の濫用に当たると判断しなければならない。このとおり、本件において除斥期間の主張が信義則に反し権利の濫用に当たるとすることは、改正前民法724条の立法趣旨に反しないばかりか、その立法趣旨の一部である善き国家の構想・実現という理念を積極的に推進するものである。

〔裁判官宇賀克也の意見〕

1 改正前民法724条後段は、消滅時効を定めるものとする。その理由は、次のとおりである。

2 第1に、平成元年判決は、改正前民法724条が前段及び後段のいずれにおいても時効を規定していると解することは同条の趣旨にそぐわないというが、同条後段が時効を定めたものと解しても、同条前段とは別の意味で法律関係の早期確定という同条の趣旨に資するから、平成元年判決の上記論拠は薄弱である。

第2に、同条後段は消滅時効を定めたものとするのが立法者意思である。

第3に、文理解釈としてもそのように解するのが自然である。

第4に、同条後段が除斥期間を定めたものと解すると、除斥期間経過後の債務の承認などの点で、裁判所がどのような解釈をとるかについて予見可能性に欠ける状態が継続することになるが、同条後段が消滅時効を定めたものと解すれば、この問題は解消する。

第5に、同条後段の期間を時効期間と解してその中断を認めたとしても、中断事由がある場合は短期消滅時効が進行することになるから、同条後段の期間を除斥期間と解する場合に比べて浮動性を排除する点で劣後するとはいえない。

第6に、同条後段の期間を除斥期間と解しないと損害賠償請求権が理論上永続することになってしまうという意見は、現実性に乏しい状況設定に基づくものである。

第7に、同条の改正については経過規定が設けられているが、同条後段が消滅時

効を定めたものであると判例変更することが上記経過規定に反することにはならない。むしろ、同条後段の期間が経過した時期が僅かに異なるだけで類似事件の原告の一方が救済されなくなるという事態を避けるためには、同条後段も改正後の規定と同様に消滅時効を定めたものと解するのが望ましい。

3 改正前民法724条後段が消滅時効を定める規定であると解する場合には、最高裁平成5年（才）第708号同10年6月12日第二小法廷判決・民集52巻4号1087頁、最高裁平成20年（受）第804号同21年4月28日第三小法廷判決・民集63巻4号853頁も併せて変更することになるが、除斥期間の起算点に関する最高裁判所の累次の判決については、いずれも判例変更は不要である。さらに、同条後段の規定の適用が問題になる事案はごく僅かであると思われること、同条後段は既に改正され、改正後の規定は消滅時効を定めるものとなっていること、判例変更により確定判決に法的影響が及ぶわけではないこと、同条後段以外の除斥期間の規定については判例変更の射程外であることに照らせば、同条後段が消滅時効を定めたものとする判例変更を行っても、それによる混乱を懸念するには及ばない。